

第 5 5 号議案

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「市民に」を削り、「附帯する飲料水供給施設を含む。」を「法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる水道事業（附帯する飲料水供給施設を含む。）をいう。第 4 条第 2 項第 1 号を除き、以下同じ。」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 水道事業（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 2 項の水道事業をいう。）

ア 給水区域は、三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、中矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、河原町、北河原町、吉川町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘及

び南つつじヶ丘の全部並びに古世町、矢田町、上矢田町、下矢田町、荒塚町、安町、余部町、宇津根町、西別院町、曾我部町、蕨田野町、本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町及び篠町の一部の区域内とする。

イ 給水人口は、87,700人とする。

ウ 一日最大給水量は、39,500立方メートルとする。

(2) 水道用水供給事業（水道法第3条第4項の水道用水供給事業をいう。）

ア 給水対象は、南丹市とする。

イ 一日最大給水量は、1,762立方メートルとする。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、水道法第26条の規定に基づく認可のあった日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（亀岡市水道事業給水条例の一部改正）

3 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「飲料水供給施設」を「水道用水供給事業及び飲料水供給施設」に改める。

第2条中「第4条第2項第1号」を「第4条第2項第1号ア」に改める。

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市水道施設を使用して南丹市に水道用水を供給するに当たり、地方公営企業法の規定により水道用水供給事業の経営の基本に関する事項を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 関係条例を改正すること。
- 4 この条例は、水道法第26条の規定に基づく認可のあった日から施行すること。ただし、第10条の改正規定は、令和2年4月1日から施行すること。